

指定緊急避難場所及び指定避難所の違い

区分	指定緊急避難場所	指定避難所
定義	災害の危険から緊急的に逃れるための施設又は場所 ・災害対策基本法第49条の4	災害により家に戻れなくなった住民が一定期間滞在する施設 ・災害対策基本法第49条の7
指定	災害種別ごとに指定（事前に指定し、周知）	災害種別に限らない、事前の指定だけではなく、発災後の指定も可能
指定権原者	下呂市	下呂市
避難の対象	一次的に災害の危険性があり避難した方	災害により家に戻れなくなった、家で生活ができない方
開設(開放)の時期	下呂市内にて警戒レベル3（高齢者等避難）以上の避難情報発令	災害が発生して家に戻れない方が生じた場合、またはその恐れがある場合
開設(開放)の対応	市職員、または自治会へ貸出の鍵による開放	市から担当職員の派遣
閉鎖の時期	避難情報の解除、および避難者の退所 （指定避難所と兼ねている施設で、開設要件を満たした場合は移行）	避難者に対し仮設住宅等の生活環境の確保が整ったとき
主体（運営・開設）	下呂市	自主防災組織・避難者・下呂市・施設管理者
備蓄品の提供	原則としてなし（状況により支援物資として対応する場合あり）	あり（下呂市の備蓄は基本1日分、2日目以降は県及び国へ支援物資要請）
法の適用	なし	災害救助法適用
備考	該当箇所の事前指定及び、24時間開放可能な仕組みづくりが必要	避難所の供与（法第86条の6）として生活環境の整備サービスの提供に努めなければならない